

エネルギー価格高騰にお困りで、
省エネ設備導入をお考えの
中小製造業者の皆様

最大 **500** 万円
まで補助金が受けられます。

製造業省エネルギー環境整備 緊急対策補助金

募集期間

令和4年11月9日(水)～令和5年1月31日(火)

※令和4年10月7日以降の着手(発注)で、令和5年3月10日までの完了(納品及び支払)が必要です。
※申請多数により、当補助金の予算を超過する見込みがある場合は、早めに申請受付を終了することがあります。

補助率

3/4以内

補助金額

最大500万円



専用
ホームページは
こちら >



補助対象者

製造業を営んでおり、道内に製造拠点を有している中小企業者等で、
企業の場合は本店、個人事業主は住所、組合等は主たる事務所又は
事業所を道内に有する者

申請方法

専用ホームページから必要書類をダウンロードし、
下記宛先に郵送してください。

<https://www.hokkaido-seizougyoushien.jp/>

補助対象事業

省エネルギーを目的とした設備を導入し、
エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減すること

郵送先

〒060-8414 (住所の記載不要)

製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局 あて

お問い合わせ先

製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局

TEL : 050-3850-6906

(受付時間：平日 AM9：00～PM5：30) ※土日祝、年末年始(12月29日～1月3日)は休業

詳細は裏面もご確認ください。→

補助事業の概要

詳細は、補助金専用ホームページ内の募集要領をご覧ください。

● 補助対象者(次のいずれも満たす者)

- ① 製造業を営んでおり、道内に製造拠点を有している中小企業者等で、企業の場合は本店、個人事業主は住所、組合等は主たる事務所又は事業所を道内に有する者

※中小企業者等とは次のいずれかに該当する者となります。

- ・資本の額(出資の額)が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ・事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業連合
- ・協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・NPO法人

- ② 令和4年4月～9月までの燃料費等(電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油)の単価が、前年同月の単価よりも増加していること。

● 補助対象事業(次のいずれも満たす事業)

- ① 省エネルギーを目的とした設備を導入し、エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減することが見込まれること
- ② 申請する事業について、国、道が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと

【設備の要件と導入例】

新規・更新	パターン	要件	設備導入の例
更新の場合	A	【設備の更新による省エネ化】 設備の更新にあたり、更新後の設備の年間エネルギー消費量が、更新前の設備と比較して10%以上低減すること	・高効率ボイラーへの入替 ・工場の照明のLED化 ・省エネ型冷蔵庫への入替
新たに導入する場合	B	【省エネ型設備の新規導入】 省エネ型の設備を新規導入することにより、同等の性能を持つ現在入手可能な設備(中古品を除く)を導入した場合と比較して、年間エネルギー消費量が10%以上低減すること	・工作機械の新規導入時に高効率モーターを搭載した機械を導入 ・冷蔵庫の増設時に省エネ型のものを導入
	C	【施設等の省エネ化に貢献する設備の導入】 施設等の省エネ化に貢献する設備の新規導入により、施設等の年間エネルギー消費量が導入前と比較して10%以上低減すること	・太陽光発電設備の導入 ・冷房効率化となるエアカーテンの導入

● 補助対象経費

- ① 設備費:補助事業の実施に必要な設備の購入に要する経費
- ② 設計費:補助事業の実施に必要な設備に係る設計費やシステム設計費等
- ③ 工事費:補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

手続きフロー

1 申請者

要綱等確認

HPで要綱や要領を確認

2 申請者

申請書提出

HPから申請様式を取得し、事務局へ郵送

3

申請審査

事務局で申請書を審査

4

交付・不交付決定

道から申請者に、交付決定通知書・不交付決定通知書を郵送

5 申請者

報告書提出

補助事業完了後、HPから報告様式を取得し、事務局へ郵送